

原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」の 緊急時避難準備区域解除に係る制度拡充に向けた基本合意

2011年9月30日
福島県
経済産業省

福島県及び経済産業省は、本年6月より、中小企業基盤整備機構の高度化融資スキームを活用し、原子力発電所事故の被災区域から移転を余儀なくされる中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開するために必要な資金の融資を行っているところ、今般、緊急時避難準備区域が解除されたことを踏まえ、以下の拡充を行うことについて、合意した。

基本合意の内容

1. 解除区域での事業継続・再開向け融資の開始

- ① 対象者： 「緊急時避難準備区域」に事業所を有し、区域解除後、当該区域において事業継続・再開する中小企業等
- ② 資金使途： 区域解除後、当該区域において事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- ③ 融資限度： 500万円以内
- ④ 融資期間： 10年以内（うち据置2年以内）
- ⑤ 融資条件： a)金利：無利子 b) 担保：無担保
c)保証人：代表者保証（法人の場合）
- ⑥ 申込み先： （公財）福島県産業振興センター
- ⑦ 事業規模： 特別資金全体の事業規模421億円の内数

2. 医療法人（従業員300人以下）の融資対象への追加

3. 特定避難勧奨地点の融資対象地域への追加 等

※上記制度の具体的な制度設計については、福島県の意向を尊重することとし、福島県と経済産業省との間で引き続き協議する。

●本プレスリリースの問い合わせ先

＜本プレスリリースに関する問い合わせ先＞

福島県商工労働部経営金融課

阿部経営金融課長

担当:佐藤 三瓶 電話:024-521-7291

経済産業省中小企業庁長官官房参事官室

鍛冶参事官

担当:正田 佐藤 電話:03-3501-1768

「参考1：特定地域中小企業特別資金の概要(6月1日受付開始)」

- ① 対象者：「警戒区域」、「計画的避難区域」又は「緊急時避難準備区域」と指定された区域(4月22日まで「屋内退避区域」と指定された区域を含む)に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等
- ② 資金使途：県内の移転先において事業を継続・再開するために必要な事業資金(運転資金・設備資金)
- ③ 融資限度：3000万円以内
- ④ 融資期間：20年以内(うち据置5年以内)
- ⑤ 融資利率：無利子
- ⑥ 担保：無担保
- ⑦ 保証人：代表者保証(法人の場合)
- ⑧ 審査期間：申し込みから貸付決定まで所要約2週間
- ⑨ 繰上償還：随時可・手数料無料
- ⑩ 取扱期間：平成23年6月1日から平成24年3月末まで随時(但し、延長することもある。)
- ⑪ 申込み先：(公財)福島県産業振興センター
- ⑫ 事業規模：421億円
- ⑬ 融資実績：融資件数 228件、融資金額 52億円
(平成23年9月22日現在)

<特別貸付の申し込みに関する問い合わせ先>

公益財団法人福島県産業振興センター

企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

電話：024-534-0948

住所：福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階

URL：www.utsukushima.net/

【参考2:制度スキーム概要】

原子力災害に伴う『特定地域中小企業特別資金』

